

新潟県保険医会 FAXニュース

第59号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

4月22日、24日に、厚労省事務連絡が発出されましたので概要をお知らせいたします。

1. 小児科外来診療料等の届出医療機関での6歳未満の患者等に対する電話や情報通信機器等を用いた診療

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)

小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において、6歳未満の乳幼児又は未就学児に対して、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行った場合は、**初診料の注2に規定する214点**を算定する。この際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定できる。

2. 検査等の実施後、電話や情報通信機器を用いて療養上必要な指導等を行った場合

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)

保険医療機関において検査等を実施し、後日、電話や情報通信機器を用いて、検査結果等の説明に加えて、療養上必要な指導や、今後の診療方針の説明等を行った場合、電話等再診料を算定できる。

3. 往診等実施時の院内トリージ実施料

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)

新型コロナウイルスの感染症患者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者を含む。)に対して、往診等を実施する場合にも、必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合には、院内トリージ実施料を算定できる。なお、必要な感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」※に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う。(※特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とする。)

4. 在医総管等の算定患者に対する電話等を用いた診療について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)

前月に在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料（以下「在医総管等」）を算定していた患者に対して、当月も同様の診療計画に基づいて定期的な訪問診療を予定していたが、新型コロナウイルスへの感染を懸念した患者等からの要望等により、電話等を用いた診療を行った場合の特例的な取扱いが以下のとおり示されました。なお、下記取扱いをするにあたっては、患者等に十分に説明し同意を得る必要があります。

《在医総管等の「月2回以上訪問診療を行っている場合」について》

▼4月のみの特例

3月に2回以上の訪問診療により「月2回訪問」の在医総管等を算定していた場合、下記①又は②に該当すれば、4月に「月2回訪問」の在医総管等の算定可

- ①4月は訪問診療1回＋電話等診療1回以上を実施
- ②4月は訪問診療を実施せず、電話等診療のみ複数回実施

▼5月以降の臨時的な取扱い

(1) 前月に「2回以上の訪問診療」により「月2回訪問」の在医総管等を算定していた場合

* 当月に「訪問診療1回＋電話診療1回以上」を実施すれば、「月2回訪問」の在医総管等の算定可

(2) 前月に「訪問診療1回＋電話診療1回以上」で「月2回訪問」の在医総管等の算定していた場合

* 診療計画を変更し、「月1回訪問」の在医総管等を算定

(3) 当月が電話診療のみとなった場合

* 在医総管等の算定不可

《在医総管等の「月1回訪問診療を行っている場合」について》

▼4月のみの特例

3月に1回の訪問診療により「月1回訪問」の在医総管等を算定していた患者に、4月は訪問診療を実施せず、電話等診療のみ複数回実施となった場合でも「月1回訪問」の在医総管等の算定可

▼5月以降の取扱い

当月に訪問診療が実施できず、電話診療のみとなった場合は在医総管等の算定不可

5. 電話や情報通信機器等を用いた診療における通院・在宅精神療法

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その13)(4月22日)

精神疾患を有する定期受診患者に対して、以前より対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行うにあたり、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、下記を算定できる。

B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」147点（月1回限度）

（参考）147点は、特定疾患療養管理料の「許可病床数100床未満の病院」で算定する点数であるが、特例として、上記の場合は診療所、病院に関わらず算定可能とされた。

6. 保険医療機関から保健所等への情報提供について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)(4月24日)

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査が必要と判断した患者について、当該患者の同意を得て、保健所（保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターを含む。以下同じ）に、PCR検査を実施する上で必要な情報を文書により提供した場合は、B009診療情報提供料（I）（市町村に対するもの）が算定できる。